

平成 25 年度以降における葛飾区の放射線対策について

1 経緯

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故（以下「事故」という。）により放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）の影響は、金町浄水場で採取された水から乳児の飲用に供する基準値を超える放射性ヨウ素 131 が検出されるなど、福島第一原子力発電所から約 200 キロメートル離れた本区にも及びました。

区では、事故発生後、「葛飾区危機管理・災害対策合同本部」を設置し、各々が連携して、区民の皆様などからの問い合わせに対する受け付け体制の拡大、自主避難者の受け入れ、東京都が供出するペットボトル水の配付などの緊急対策に取り組みました。しかしながら、その後も事故由来放射性物質の影響に対する区民の皆様の不安の声は高まり、区ではこうした不安を解消するために、様々な取り組みを実施してきたところです。

平成 24 年度には、放射性物質の特性やこれまでの区の取り組みの経緯などを踏まえ、「放射線対策」を平成 25 年度から 10 年間を計画期間とする「葛飾区基本計画」における計画事業として位置付け、中・長期的な視点で事故由来放射性物質の影響に対応していくこととしました。

区では、放射線対策を進めるために、区民の皆様の声を聞き、理解と協力を得ながら実施していくことが重要であると考えています。このことを踏まえ、放射線対策に係る計画事業の着実な推進に向けて、現時点における、今後の区の放射線対策に係る基本的な考え方と具体的な取り組み内容について、今般、「平成 25 年度以降における葛飾区の放射線対策について」として取りまとめ、区民の皆様にお知らせするものです。

2 これまでの区の取り組み

これまで区が実施してきた主な放射線対策の内容は、まず、事故後の緊急対策として、「葛飾区危機管理・災害対策合同本部」を設置し、原発事故に伴う自主避難者の受け入れ、区民の皆様などからの問い合わせに対する受け付け体制の拡大、東京都が供出するペットボトル水の配付などを実施しました。

その後、主に外部被ばくの影響への対策として、区内全域の平均的な空間放射線量を把握するために、空間放射線量の定点測定を開始し、現在も継続して実施しています。

また、学校など、子どもが長時間利用する施設の校庭や園庭を中心に、平均的な空間放射線量の測定を実施するとともに、これらの施設については、局所的な空間放射線量の測定と区の独自基準に基づいた空間放射線量の低減対策を実施しました。現在も、区が管理する施設において、区民の皆様などからの連絡や事業実施時など、必要に応じて空間放射線量を測定し、区の独自基準に基づいた空間放射線量の低減対策を実施しています。

さらに、区民の皆様などが身近な空間放射線量を自ら把握するとともに、空間放射線量の低減に取り組めるよう、空間放射線量測定器と高圧洗浄機の貸出しも行っています。

一方で、主に内部被ばくの影響への対策として、子どもが利用する施設で提供する給食及び牛乳に含まれる放射性物質の検査を実施するとともに、区民の皆様の持ち込みによる飲食物に含まれる放射性物質検査などについても実施しています。

これら区の測定結果や取り組みの内容、また、国や東京都などからの放射性物質対策関連情報については、適宜、広報かつしかや区ホームページ等、各種媒体を活用するとともに、区民の皆様向けの放射線に関する講習会を実施することで、区民の皆様への正確な情報の提供や知識の普及に努めています。

3 葛飾区における事故由来放射性物質の主な影響

これまでの区の調査結果などから、区内全域の平均的な空間放射線量は、都内では比較的高い傾向にあるものの、事故後から減少傾向にある事が分かっています。平成 25 年 2 月現在、定点測定を実施している 33 地点の空間放射線量の平均値は、平成 23 年 12 月の平均値から約 35 パーセント減少しています。さらに、平成 23 年 6 月から測定を開始している 7 地点の平均値は、測定開始時から約 46 パーセント減少しています。一方で、公共施設では、縦どいの周囲、側溝、くぼみなど雨水等によって放射性物質が集積しやすいとされる場所では、空間放射線量が局所的に高くなる傾向がある事が分かっています。

飲食物については、平成 24 年 4 月から、市場に流通する食品中の放射性物質に関する新たな基準値が定められました。各都道府県等では、厚生労働省が定めたガイドラインに基づいて計画的に食品中の放射性物質検査を行っています。平成 25 年 2

月現在、東京都が行う検査において、区内産の農産物から国の基準値を超える放射性物質は検出されていません。全国的に見れば検査結果の一部で国の基準値を超える放射性物質が検出されていますが、当該飲食物は出荷制限、自粛等の措置が取られており、広く市場に流通する可能性は低いと考えられます。

また、金町浄水場の浄水（水道水）については、東京都の検査で、平成 25 年 2 月現在、放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、137 はいずれも検出されていません。

さらに、区が実施した調理済み給食及び牛乳に含まれる放射性物質検査の結果については、平成 23・24 年度いずれの検査でも、国の基準値を超える放射性物質は検出されていません。

区が実施する区民の皆様の持ち込みによる食品等の放射性物質検査では、平成 25 年 2 月現在、検査を実施した食品の一部から放射性セシウムが検出されていますが、全て自家消費食品であり、広く流通するものではありません。

4 平成 25 年度以降の取り組み方針

(1) 基本的な考え方

国の航空機モニタリング調査等の結果から、区内に分布する主な事故由来放射性物質（核種）は放射性セシウム 134 と放射性セシウム 137 であることが分かっています。これら核種の物理的半減期は、放射性セシウム 134 が約 2 年、放射性セシウム 137 が約 30 年です。現在、いわゆる低線量被ばくの影響については、科学的な知見が確立されておらず、区民の皆様の放射線に対する不安が長期にわたる事を踏まえれば、区においても、中・長期的な視野を持って、区民の皆様の不安解消を図るための対策に取り組む必要があります。とりわけ、成人と比較してより放射線の影響を受ける可能性がある、子どもへの配慮として、子どもが長時間利用する公共施設における対策を引き続き優先的に実施していくことは区民の皆様の不安解消にとって重要であると考えています。

この考え方にに基づき、区では事故由来放射性物質の影響に対する区民の皆様の不安解消に向けた、中・長期的な取り組みを平成 25 年度から 10 年間を計画期間とした「葛飾区基本計画」における計画事業として位置付けました。また、基本計画を受けて策定される「前期実施計画」においては、計画事業の具体的な取り組み項目を定めました。今後の区の放射線対策は、これらの計画事業の取り組み項目を着実に進めていくことを基本的な方針とします。

一方で、放射線対策については、国や他自治体等の動向の変化、さらには、新たな知見や技術の導入など、区を取り巻く情勢に、今もって流動的な部分が数多くあります。従って、計画事業の実施にあたっては、情勢の変化や区民の皆様の声にも柔軟に対応できるよう、不断にその事業内容を検証し、必要な見直しを適時適切に加えながら進めていきます。

(2) 具体的な取り組み

上記(1)の「基本的な考え方」を踏まえて今後実施していく予定の具体的な取り組み項目の内容は、以下のとおりです。

①主に外部被ばくの影響への対策

ア) 空間放射線量の把握

○区内空間放射線量の定点測定

区内全域の平均的な空間放射線量の状況を把握するため、定点測定については、当面継続して実施します。

○公共施設等での測定(子どもが長時間利用する施設)

子どもの外部被ばくの状況に影響が大きいと考えられる、学校や保育園など、子どもが長時間利用する施設について、放射性セシウム134の半減期が2年であることを踏まえ、事故のあった平成23年から2年毎を目途に、校庭や園庭など、屋外の平均的な空間放射線量の変化を把握するための測定を実施します。

また、事故由来放射性物質の再集積の状況を把握するため、平成23年度に砂の入れ替えを実施した施設の砂場を対象として、空間放射線量の測定を実施します。測定の結果、再集積の状況がある場合には、砂場以外の場所においても、局所的汚染箇所の再調査を実施します。

※私立施設については、測定を希望する施設

○区道等での随時測定

区道など、区が管理する施設において、区民の皆様などによる独自の空間放射線量の測定結果が、区の除染基準以上であった場合には、区が随時再測定を実施します。

○放射線測定機器の貸出し

区民の皆様が、身近な場所の空間放射線量を把握するための空間放射線量測定器の貸出しを実施します。

イ) 除染

○区が管理する施設について、空間放射線量が次の除染基準以上となった、局所的汚染箇所について除染を実施します。ただし、空間放射線量が国のガイドラインが示す簡易な除染の目安以上の値となった場合には、民有地であっても区が簡易な除染等を実施します。

○除染基準は、以下のとおりとします。

【国の目安】：

空間放射線量が地上 1 m の高さで周辺より毎時 1 マイクロシーベルト以上高い数値となる場合

※文部科学省「放射線測定に関するガイドライン」(平成 23 年 10 月 21 日公表)による

【区が独自に定めるもの】：

空間放射線量が地上 1 cm の高さで毎時 1 マイクロシーベルト以上となる場合。ただし、区が測定を実施する砂場については、地上 5 cm の高さで毎時 0.25 マイクロシーベルト以上となった場合には砂の入替えを実施します。

②主に内部被ばくの影響への対策

ア) 食品等の検査

○定期的な給食の検査

調理済み給食及び牛乳に含まれる放射性物質の検査を、原則として年間 3 回実施します。また、重大な食品の放射能汚染が発生した場合などには、随時必要な検査を実施します。実施対象施設は、次のとおりとします。

【区立施設】：子どもに対して給食を提供する施設

【私立施設】：子どもに対して給食を提供する施設のうち区による検査を希望する施設

○区民の持ち込みによる食品等の検査

区民が持ち込む食品及び飲料物に含まれる放射性物質の検査を、定期的実施します。

イ) 健康相談

○各保健センターでの健康相談を引き続き実施します。

③普及啓発

ア) 各種媒体を活用した情報提供

○区広報紙、ホームページ等を活用し、区の取り組みなどの情報提供を随時実施します。

イ) 普及啓発講習会の実施

○年1回を目途として、放射線に関連するテーマで講習会を実施します。